

# 次なる感染症危機に向けての準備

— 鉄は熱いうちに打て! —

鉄は熱いうちに打て!

「災害が起こっても、3年もたてば忘れ去られてしまう」と、ある防災担当者がつぶやいた。もちろん忘れてはならないが、全ての人が長い間強く記憶に残すということは難しいのが現実だ。「だからこそ、その3年の間に次の災害への準備をできる限りしっかりと進めないといけない」とその防災担当者は言っていた。

新型コロナウイルス感染症は世界中の人々の生活を一変させた。多くの人が亡くなり、また、経済も大きなダメージを受けた。皆さまの企業でも混乱があり、大きな影響を受けたのではないか。

内閣感染症危機管理統括庁内閣審議官

吉添圭介

よしぞえ けいすけ



この新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症となったのは2023年5月であり、すでにそれから1年半がたった。次の感染症危機は必ず来る。新型コロナウイルス感染症の経験が多くの人々の脳内に強烈に残っている今のうちに、政府、自治体等と共に、企業においてもしっかりと準備をする必要がある。逆に、次の感染症危機が3年もたたずに、今すぐにでも来る可能性もある。そういう意味でも、少しでも早く準備をする必要がある。

本稿では、まず、政府が進めている準備のうち、2024年夏に行った「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、政府行動計画）および「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」（以下、政府行

動計画ガイドライン）の改定について簡単に紹介する。その後、13ある政府行動計画ガイドラインの一つである「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（以下、事業者・職場ガイドライン）の内容を中心に、企業が次の感染症危機に備えて準備すべきことについて説明する。

## 政府行動計画の改定

政府行動計画は、2013年に策定されたものであり、次の2点を主な目的としている。  
・ 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命および健康を保護する  
・ 国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

この旧計画では、主に新型コロナウイルスへの対応が念頭にあり、例えば治療薬については、抗インフルエンザウイルス薬のみが記載されていた。一方で、新型コロナウイルス感染症の経験から、ウイルスが次々に変異するとともに何回も流行の波が来るような感染

症についても想定しておくことの重要性などが明らかになった。このような経験も踏まえ、過去に流行した感染症のみならず幅広い感染症による危機にも対応できる社会を目指し、2024年7月に、政府行動計画を約10年ぶりに全面改定した。

図表3 参考資料

以下のHPに「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」や「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」などを公開中（ご参照下さい）

○内閣感染症危機管理統括庁HP：

- ・政府行動計画等  
<https://www.caicm.go.jp/action/plan/index.html>
- ・各項目別ガイドライン  
(特に「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を参考にして下さい)  
<https://www.caicm.go.jp/action/plan/guideline/index.html>
- ・次の感染症危機に備え、事業者の皆さまに心がけていただきたいこと  
(中小企業も含め、全ての事業者に向けて作成されたものでありますことにご留意下さい)  
[https://www.caicm.go.jp/business/business\\_gl\\_overview.pdf](https://www.caicm.go.jp/business/business_gl_overview.pdf)

○内閣府防災担当HP：

- 事業者向けのガイドライン等  
(特に内閣府が策定している「事業継続ガイドライン」や経済産業省が策定している「中小企業BCP策定運用指針」を参考にして下さい)  
<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/keizoku/sk.html>



図表1 新しい政府行動計画の概要

①平時の準備の充実	・ 平時から実効性のある訓練を定期的を実施 ・ 関係機関の間で連携体制の構築
②対策項目の拡充等	・ 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載 ・ 6項目だった対策項目を13項目に拡充。内容を精緻化
③幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え	・ 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理 ・ 状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え
④DXの推進	・ 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備
⑤実効性確保のための取り組み	・ 実施状況を毎年度フォローアップ ・ おおむね6年ごとに改定

図表2 次の感染症危機に備えた企業の準備項目(主なもの) (例)

①コロナ時の対応を踏まえた課題の洗い出し	コロナ時の経験やその時に感じた課題を洗い出し、その課題に着手する
②情報収集や連絡体制の整備	国や都道府県等が発信する最新の情報を収集しつつ、緊急時に事業者間や関係者との情報共有や連携が円滑に進むよう、各所の連絡先を確認しておく
③基本的な感染対策の準備	基本的な感染対策について、情報収集や従業員への周知といった準備しておく (有事においては、マスク・咳エチケットや手指消毒といった基本的な感染対策に加えて、流行している感染症に有効な対策として国等から発信される最新情報も踏まえた対策が重要)
④発生時の役割分担の確認	感染対策や業務の継続に関して、誰がどのような意思決定を行うかについて、あらかじめ役割を決めておく
⑤業務の分類	各業務について、強化すべき業務（感染症対応のために新たに発生が見込まれる業務）、継続すべき業務（最低限の経営の維持に必要な業務）、一時的に縮小すべき業務（急を要せず後日に回しても影響が少ない業務）について整理しておく
⑥業務継続計画(BCP)の作成(改定)(①～⑤の内容を踏まえて)	感染拡大時に従業員の健康を守り、かつ可能な限り経済的な負担を軽減する観点から、①～⑤の内容を踏まえて業務継続計画を策定する 計画の際には、人員（業務継続に必要な最小限の人数の把握等）や物資（マスクや消毒用アルコール、その他業務の継続に必要な物資等）といった業務継続に不可欠な資源を洗い出しておくことが重要
⑦訓練・研修の実施と計画の見直し	定期的に従業員の研修や訓練（机上訓練など）を実施する。訓練等を通じて課題が判明した場合は、計画の見直しを行うなど、計画の実効性の維持や向上に努める

有効に機能するものでなければならぬ。そのためには、計画を作った安心してしまうのではなく、訓練や研修をしつかり行うことが重要である。また、訓練等で得られた結果をフィードバックし、計画の改善を行うといったPDCAサイクルを回すことで、対策をより実効性の高いものにしていく必要がある。

るガイドライン等もあわせて参照していただきたい。また、一般的なBCPの策定方法等については、内閣府、経済産業省等の資料等を参照されたい。主な参考資料を図表3に掲げる。

次なる感染症危機に備えて

皆さまの企業では、新型コロナウイルスの経験を踏まえて、すでにBCPの見直しなどを行っている場合もあるが、政府行動計画や政府行動計画ガイドラインが発出されたことを機に、改めて見直しを検討していただきたい。特に図表2に示した通り、①の「コロナ時の対応を踏まえた課題の洗い出し」は、もし未実施の企業があれば、記憶がなくならぬうちに早期にぜひ実施してほしい項目である。また、①～⑤の内容も踏まえ、⑥の「業務継続計画(BCP)の作成(改定)」について、よく検討していただきたい。

なお、企業によってBCPの作成方法は、災害対策のBCPと感染症危機管理のBCPを別個に作成している、オールハザード型のBCPを一つ作成している(感染対策の固有の部分については章立てを別個に記載するなどの工夫をしている)、という二つのパターンがある。感染症対策については、災害対策と共通する部分も多いが、別の要素も多いため、企業の実情等に応じて、より使いやすい方法を選択していただきたい。

⑦の「訓練・研修の実施と計画の見直し」は計画の実効性を確保するために非常に重要な項目である。策定されたBCPは、有事に

新しい政府行動計画(図表1)では、平時(準備期)において国が事業者の業務継続計画(BCP)の策定の勧奨や必要な支援を行うべきこと、有事(対応期)において国等が社会経済活動の安定の確保のため、感染対策の実施等の要請や影響を受けた事業者への支援を行うことなどが記載されている。

なお、政府行動計画に記載された有事の行動は、様々な感染症を想定して選択肢(メニュー)を示したものである。実際の有事には、政府行動計画を参考に、感染症の種類などに応じた「基本的対処方針」が作成され、状況の変化に伴い機動的に見直される。

政府行動計画ガイドライン改定

政府行動計画に定められた内容をより具体的に示した政府行動計画ガイドラインについても、2024年8月に全面的に改定した。13あるガイドラインの一つに、主に企業などの事業者向けに作成された事業者・職場ガイドラインがある。これは、事業者の感染症対策の計画と実行を促進するため、感染対策や重要業務の継続を検討するに当たり必要と考えられる内容を示したものである。業種によって、また企業によって状況は異なるが、このガイドラインを参考にしながら、各企業の実状に応じた対策を考えていただきたい。